

## 社会福祉法人あゆみ学園 評議員報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ学園（以下、「当法人」という）の定款第9条の規定に基づき、当法人の評議員の報酬並びに費用弁償について定めるものである。

### （報酬の額）

第2条 各評議員に対して、報酬として1年当たり12,000円を支給する。また、出席を伴う評議員会については、出席評議員に対してその都度4,000円を報酬として支給する。

### （報酬の支給方法）

第3条 報酬は毎年3月に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 年度の途中に評議員の就任、退任、又は解任があった場合は、報酬額を12で除した額に当該年度内の就任月数を乗じて得られた額を現金又は口座への振込みにより支給する。

4 新たに就任した評議員には就任月から報酬を支給する。

5 退任し、又は解任された評議員には退任・解任月までの報酬を支給する。

### （交通費）

第4条 評議員が法人の依頼により職務のために出張したときは、当法人の役員旅費規程により旅費（交通費、宿泊料、日当等）を支給する。

### （改廃）

第5条 この規程の改廃は評議員会において行う。

### （附則）

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年3月21日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

## 社会福祉法人あゆみ学園 役員報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ学園（以下「当法人」という）の定款第23条に基づき、当法人の役員報酬並びに費用弁償について定めるものである。

### （定義）

第2条 この規定において役員とは理事及び監事をいう。

### （報酬の額）

第3条 各役員に対して、報酬として1年当たり12,000円を支給する。また、出席を伴う役員会については、出席役員に対してその都度4,000円を報酬として支給する。

2 監事が法人に対して運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、各監事に対して10,000円を支給する。

### （報酬の支給方法）

第4条 報酬は毎年3月に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 年度の途中に役員が就任、退任、又は解任があった場合は、報酬額を12で除した額に当該年度内の就任月数を乗じて得られた額を現金又は口座への振込みにより支給する。

4 新たに就任した役員には就任月から報酬を支給する。

5 退任し、又は解任された役員には退任・解任月までの報酬を支給する。

### （交通費）

第5条 役員が法人の依頼により職務のために出張したときは、当法人の役員旅費規程により旅費（交通費、宿泊料、日当等）を支給する。

### （適用除外）

第6条 法人の職員を兼務している理事については、この規程を適用しない。ただし、通常の勤務場所を離れて業務を行った場合には、出張として扱う。

### （改廃）

第7条 この規程の改廃は評議員会において行う。

### （附則）

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年3月21日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。